# 序章 都市計画マスタープランについて

# 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、まちづくりの理念となる「西条市総合計画」などを踏まえ、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、将来の土地利用、道路、公園整備など都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

西条市においては、合併後の新市におけるまちづくりの基本計画が必要であることから、 新たに都市計画マスタープランの策定が必要(旧西条市:平成15年度策定、旧東予市:平成13年度策定)となっています。

# 2. 都市計画マスタープランの位置付け

## 2-1. 策定の背景

西条市は、少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎えるなど社会経済情勢の変化が見られ、線引きの廃止、新しい土地利用コントロール制度の導入、さらに平成 16 年 11 月 1 日 に西条市、東予市、丹原町及び小松町の 2 市 2 町が合併するなど、西条市の都市計画を取り巻く環境は大きく変化しました。

また、愛媛県が定める上位計画「西条都市計画区域マスタープラン」が平成21年1月13日に策定されました。

このような局面に対し、西条市の目指す魅力的な都市づくりをさらに展開すべく、住民・事業者等の参加のもとで、まちづくりを進めることを目的に、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下、都市計画マスタープラン)」を策定するものです。

### 都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催 等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

# 2-2. 策定の目的

西条市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたって、地域における動向に対応し、「西条市総合計画」や「西条都市計画区域マスタープラン」など関連計画との整合を図りながら、今後(概ね 20 年)の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

# 2-3. 役割

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり、以下のような役割を もっています。

### ①都市づくりを行う指針となります。

市の現況特性、市民意識・意向及び西条市総合計画などの上位計画により、都市づくりの主要課題を把握し、都市づくりの理念、将来目標及び将来都市像を示し、市民や行政、地域などが協働で都市づくりを行う指針となります。

### ②個々の都市計画相互の調整を図ることができます。

将来の都市像に基づき、土地利用、施設整備、都市環境及び市街地整備などのまちづくり事業について、都市計画に関し相互の調整を図ることができます。

### ③個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

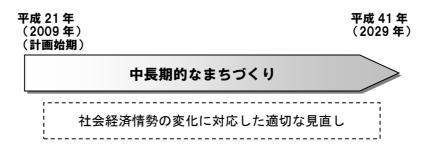
都市計画を行うには、本計画の将来目標及び将来都市像などの基本方針に即 したものである必要があり、個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・ 変更の指針となります。

# 3. 計画の期間と対象範囲

# 3-1. 計画の期間

本計画は、平成 21 年を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し 20 年 先の平成 41 年を目標年次とします。

なお、社会経済情勢の変化に対応し、適切に見直しを行っていきます。



# 3-2. 計画の対象範囲

本計画は、基本的に、西条市の都市計画区域を対象としますが、都市計画区域を越え総合的に都市計画やまちづくりを検討する必要のある方針などについては、必要に応じて対象区域を西条市全域とし、周辺市町との関係も十分に考慮します。

# ●計画の対象範囲 西 条 市 全 図 都市計画区域 都市計画区域 都市計画区域 和市計画区域 和市計画 和市計画

資料:庁内資料、人口データは H20年4月1日時点

# 4. 計画の構成及び策定の流れ

